

大阪府老人福祉施設等整備費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、府の区域（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項に規定する中核市（以下「中核市」という。）の区域を除く。）において第3条第3号に掲げる者（以下「事業者」という。）が設置する第2条各号に掲げる施設の整備に要する経費を予算の範囲内において補助することとし、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項を定めることにより、府民の老後における健康の保持及び老人の福祉の推進を図り、併せて老人が生きがいを持ち健康で安らかな生活を営むことができる地域社会の形成に資することを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象は、次に掲げる施設の整備のうち、創設、増築又は定員の変更を伴う改築（第3号に掲げる施設については、経過的軽費老人ホーム（大阪府軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第112号）附則第4条の軽費老人ホームA型に該当するものとして知事が指定する平成20年6月1日に存していた軽費老人ホームをいう。以下同じ。）からの建替えに限る。以下同じ。）については当該施設が所在する市町村の長がその整備を適切であるとしたものであって知事が適当と認めたものとし、定員の変更を伴わない老朽化による改築については知事が適当と認めたものとする。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホーム（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設を除く。）
- (2) 老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームであって、その定員が30人以上であるもの
- (3) 老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームであって、その定員が30人以上であるもの
- (4) 第1号に掲げる施設に併設する老人福祉法第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設
- (5) 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設であって、その定員が30人以上であるもの
- (6) 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院であって、その定員が30人以上であるもの

(補助対象事業者)

第3条 補助を受けることができる者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 前条各号に掲げる施設の整備に当たり、資金を必要とする者であること。
- (2) その整備しようとする前条各号に掲げる施設がその分類に応じた設備及び運営に関する基準を満たす物であること。
- (3) 市町村（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）、社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）、医療法人（医療法（昭和23年法律第205号）第39条第1項の規定による法人をいう。以下同じ。）又は別表1の「介護老人保健施設」の項若しくは「介護医療院」の項「2. 対象事業者」欄の厚生労働大臣が定める者であること。

(補助対象事業費)

第4条 補助の対象となる事業費(以下「補助対象事業費」という。)は、別表1の「5. 対象経費」欄に定めるものとする。ただし、次に掲げる費用を除く。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収(既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。)に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設整備費として適当と認められない費用

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表1の「1. 対象施設」欄ごとの「3. 整備区分」欄に応じて別表2に定める補助単価に別表1の「4. 単位」欄の数を乗じた額と、総事業費から寄附金その他の収入を控除した額(以下「実支出額」という。)及び補助対象事業費を比較して、いずれか少ない額とする。ただし、千円未満の端数は、切り捨てるものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 補助金は、次に掲げる事項を条件として交付する。

- (1) 補助事業に要する対象経費の配分の変更(総事業費、実支出額及び補助対象事業費の20%以内の変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、知事の承認を受けること。
 - ア 建物の規模又は構造(施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。)
 - イ 建物等の用途
 - ウ 入所定員又は整備床数
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄附金等の資金(共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。)の提供を受けないこと。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、規則第19条の規定により、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないこと。
- (7) この補助金と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄附金配分金の補助金の交付を受けないこと。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良な管理者としての注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (9) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けて処分することにより収入があった場合において、知事から納入の通知があったときは、当該収入の全部又は一部を府に納付すること。
- (10) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに知事に報告すること。報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を府に納付させることがあること。
- (11) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾し

ないこと。

- (12) 地方公共団体以外の者が補助事業を行うために締結する契約については、府の公共建築工事における契約手続の取扱いに準拠し、一般競争入札による契約手続によること。
- (13) 補助事業の整備費に係る書類について、知事の求めに応じて閲覧させ、又は開示すること。
- (14) 補助金の交付の決定から額の確定までの間に補助事業者が次のいずれかに該当することとなった場合には、該当事項届出書（様式1-3）により速やかに知事に届出を行い、その指示を受けること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
 - ウ 大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者
 - エ 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
 - オ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

（補助金の交付の申請等）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、大阪府老人福祉施設等整備費補助金交付申請書（様式1）に規則第4条第1項各号に掲げる事項を記載し、次に掲げる書類を添えて、補助事業開始前までに知事に提出しなければならない。

- (1) 様式1別紙資料（申請額内訳及び事業計画）
 - (2) 歳入歳出予算書
 - (3) 施設整備按分表
 - (4) 工事請負契約書又は工事見積書
 - (5) 建物面積表及び建物設計図面
 - (6) 法人登記簿謄本
 - (7) 要件確認申立書（様式1-1）及び暴力団等審査情報（様式1-2）
 - (8) その他必要書類
- 2 補助事業者は、補助事業の内容等の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、大阪府老人福祉施設等整備費補助金変更承認申請書（様式2）により知事の承認を受けなければならない。
 - 3 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、大阪府老人福祉施設等整備費補助金事業中止・廃止申請書（様式3）により知事の承認を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認の通知を受理した日）から起算して1月以内に実績報告書（様式4）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

（支払状況報告）

第9条 補助金の額の確定の通知を受けた補助事業者は、代金支払確約書（様式5）を

知事に提出し、並びに補助金の交付後遅滞なく契約業者に代金を支払い、及び2週間以内に支払状況報告書（様式6）により知事に報告しなければならない。

（帳簿等の保存）

第10条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了後10年間保管しておかなければならない。

（財産処分による収入の返還）

第11条 知事は、補助事業者が第6条第9号に規定する財産処分による収入があったことを確認したときは、期限を定めて、当該収入の全部又は一部について返還を命じるものとする。

（立入調査）

第12条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、又は当該職員にその事務所、施設等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることがある。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、大阪府老人福祉施設等整備費補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年9月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年2月26日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年2月29日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年6月14日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年6月20日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月19日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年1月27日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月3日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年7月2日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年2月9日から施行し、令和3年11月22日から適用する。

（経過措置）

この要綱の施行の際現に改正前の大阪府老人福祉施設等整備費補助金交付要綱の様式により提出されている書類は、改正後の大阪府老人福祉施設等整備費補助金交付要綱の様式により提出されたものとみなす。

別表 1

1. 対象施設	2. 対象事業者	3. 整備区分	4. 単位	5. 対象経費	6. 備考
特別養護老人ホーム (定員 30 人以上)	市町村又は社会福祉法人	創設	整備床数	施設の整備に必要な工事費 又は工事請負費(第4条各号に 掲げる費用を除く。)及び工事 事務費(工事施工のため直接必 要な事務に要する費用であつ て、旅費、消耗品費、通信運搬 費、印刷製本費及び設計監督料 等をいい、その額は、工事費又 は工事請負費の2.6%に相当す る額を上限とする。) ただし、別の負担金(補助金) 等において別途補助対象とす る費用を除き、工事費又は工事 請負費には、これと同等と認め られる委託費、分担金及び適当 と認められる購入費等を含む。	
		増築			
		改築			
養護老人ホーム (定員 30 人以上)	市町村又は社会福祉法人	創設	整備床数		
		増築			
		改築			
軽費老人ホーム (定員 30 人以上)	市町村又は社会福祉法人	創設	整備床数		
		改築(経過的軽費老 人ホームからの建替 えに限る。)			
老人ショートステイ居室 (特別養護老人ホーム併設)	市町村又は社会福祉法人	創設	整備床数		
		増築			
		改築			
介護老人保健施設 (定員 30 人以上)	市町村、医療法人、社会福祉法人 又は厚生労働大臣が定める者*1	創設	施設数		
介護医療院 (定員 30 人以上)	市町村、医療法人、社会福祉法人 又は厚生労働大臣が定める者*2	創設	施設数		

*1 「厚生労働大臣が定める者」は、次に掲げる者をいう。

(1)独立行政法人地域医療機能推進機構 (2)地方独立行政法人法(平成15年法律118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人 (3)日本赤十字社 (4)全国厚生農業共同組合連合会の会員である厚生(医療)農業協同組合連合会 (5)健康保険組合及び健康保険組合連合会 (6)国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第3条第1項に規定する国家公務員共済組合及び同法第21条第1項に規定する国家公務員共済組合連合会並びに地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第3条第1項に規定する地方公務員共済組合及び同法第27条第1項に規定する全国市町村職員共済組合連合会 (7)日本私立学校振興・共済事業団 (8)国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会 (9)医療法第7条第1項の許可を受けて病院を開設している者(前各号に掲げる者を除く。) (10)厚生労働大臣が介護老人保健施設の開設者として適当であると認定した者(厚生労働大臣が認定した介護老人保健施設を開設する場合に限る。) (11)厚生労働大臣が別に定める者

*2 「厚生労働大臣が定める者」は、次に掲げる者をいう。

(1)地方独立行政法人法第61条の移行型地方独立行政法人 (2)日本赤十字社 (3)健康保険組合及び健康保険組合連合会 (4)国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会 (5)国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会並びに地方公務員共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会 (6)日本私立学校振興・共済事業団 (7)全国厚生農業共同組合連合会の会員である厚生(医療)農業協同組合連合会 (8)医療法第7条第1項の許可を受けて病院を開設している者(前各号に掲げる者を除く。) (9)厚生労働大臣が介護医療院の開設者として適当であると認定した者(厚生労働大臣が認定した介護医療院を開設する場合に限る。) (10)厚生労働大臣が別に定める者

別表 2

補助単価表

(単位：千円/整備床数)

施設種別	整備区分	
	創設・増築	改築
特別養護老人ホーム (定員 30 人以上)	2,700	2,700
養護老人ホーム (定員 30 人以上)	2,700	2,700
軽費老人ホーム (定員 30 人以上)	2,700	
経過的軽費老人ホーム		3,200
老人ショートステイ用居室 (特別養護老人ホーム併設)	2,700	2,700

(単位：千円/施設)

施設種別	整備区分
	創設
介護老人保健施設 (定員 30 人以上)	25,000
介護医療院 (定員 30 人以上)	25,000

※補助単価は予算により定めるものであり、変更することがある。